

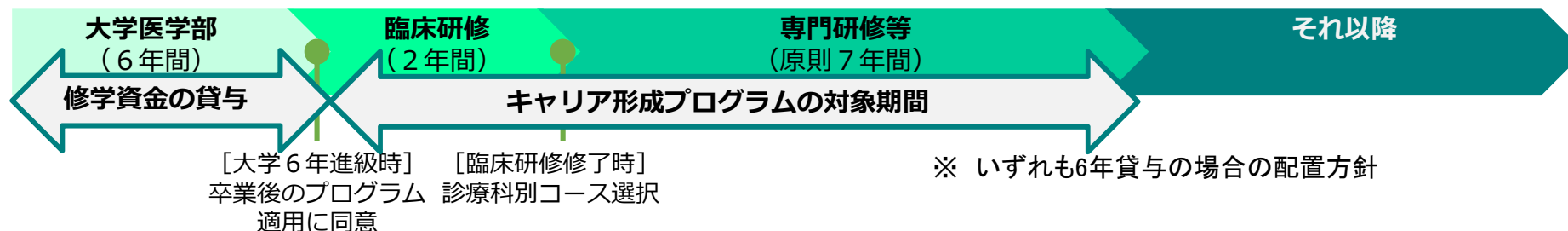
千葉県医師修学資金貸付制度について

- 千葉県医師修学資金貸付制度は、地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ医学生を対象に、将来、千葉県内の医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関で医師として働いていただくことを目的として平成21年度から開始したものの。
- 返還免除を受けるためにはキャリア形成プログラムに基づき勤務する必要がある。

【令和2年度以降の制度】

	長期支援コース		ふるさと医師支援 コース
	地域枠	一般枠	
貸付対象大学	千葉大学 順天堂大学 日本医科大学 帝京大学 東邦大学	左記の5大学及び 国際医療福祉大学 東京慈恵会医科大学	県外大学 (千葉県出身者のみ)
募集対象	上記大学の 千葉県地域枠入学試験を 受験する方	上記大学の医学部生	
貸付総額 (6年間貸付けを受けた場合)	国公立：1,080万円(月額15万円) 私立：1,440万円(月額20万円)		1,080万円 (月額15万円) ※国公立・私立共通
貸付期間	正規の修業期間を経過するまでの期間 (原則1年次から6年次までの6年間)		
返還免除要件	医師免許取得後、 貸付期間の1.5倍の期間(6年間貸付けを受けた場合は9年間) 県が指定する県内の医療機関に勤務すること		
返還の猶予期間	4年間 ただし、災害、病気、出産、育児、研修(知事が別に定める研修に限る)その他正当な事由により知事が定める病院等において医師の業務に従事できないと認めるときは、4年間に当該期間を加算		

キャリア形成プログラムの全体像



新プログラム

※対象:平成30年度以降の新規受給者
平成29年度以前の受給者で希望する者

- 県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、県内病院で7年
- ただし、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上勤務

旧プログラム

※対象:平成29年度以前の受給者(新プログラムを希望する者を除く)

- 臨床研修修了後、「地域の病院」、専門(後期)研修プログラムを有する県内病院のいずれかで7年(ただし、臨床研修を県外で行った場合は9年)
- ただし、通算3年以上は「地域の病院」群で勤務

政策医療分野プログラム

※対象:希望する受給者

- 産科、新生児科、救急科については、県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、政策医療分野プログラムの診療科別コースを選択した場合に限り、次の条件を満たす場合、キャリア形成プログラムを満了
 - ・ 政策医療分野群[※]で7年
 - ・ ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務として算定

【政策医療分野群】・産科、新生児科向けには総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び地域A群のうち分娩を取扱っている病院
救急科向けには救命救急センター及び救急基幹センター

※ 産科の場合は周産期専門医(母体・胎児)取得を目的とした勤務及び取得後の産科医としての勤務、新生児科の場合は周産期専門医(新生児)取得を目的とした勤務及び取得後の新生児科医としての勤務、救急科の場合は救急科専門医取得を目的とした勤務及び取得後の救急医としての勤務が勤務条件

これまでの協議の経緯

- 令和元年度第1回千葉県医療審議会医療対策部会(令和元年9月5日)において、山武長生夷隅保健医療圏の全ての病院、診療所について地域A群とすることについて協議した。
- 協議の際に研修医の医療的な安全性の確保等について配慮を求める意見が出された。

令和元年度第1回千葉県医療審議会医療対策部会(令和元年9月5日)資料2-5より抜粋
(参考) 現行キャリア形成プログラムとの比較

保健医療圏	返還免除の要件である「4年間以上の就業」の対象となる医療機関								
	現行(キャリア形成プログラム【新プログラム】)				変更案				
	地域A群	地域B群			地域A群		地域B群		
	自治体病院	自治体病院	地域医療支援	研修施設	自治体病院	左記以外の病院・診療所	自治体病院	地域医療支援	研修施設
千葉									
東葛南部		●	●	●			●	●	●
東葛北部		●	●	●			●	●	●
印旛		*1	●	●			*1	●	●
香取海匝	●*2	●*2	●	●	●*2		●*2	●	●
山武長生夷隅	●		●	●	●	●	/	/	/
安房	●		●	●*3	●			●	●
君津	●*2	●*2	●	●	●*2		●*2	●	●
市原	●		●	●	●			●	●

*1 制度上は派遣しうるが、現時点では該当する病院がない

*2 旭中央病院及び君津中央病院は地域B群

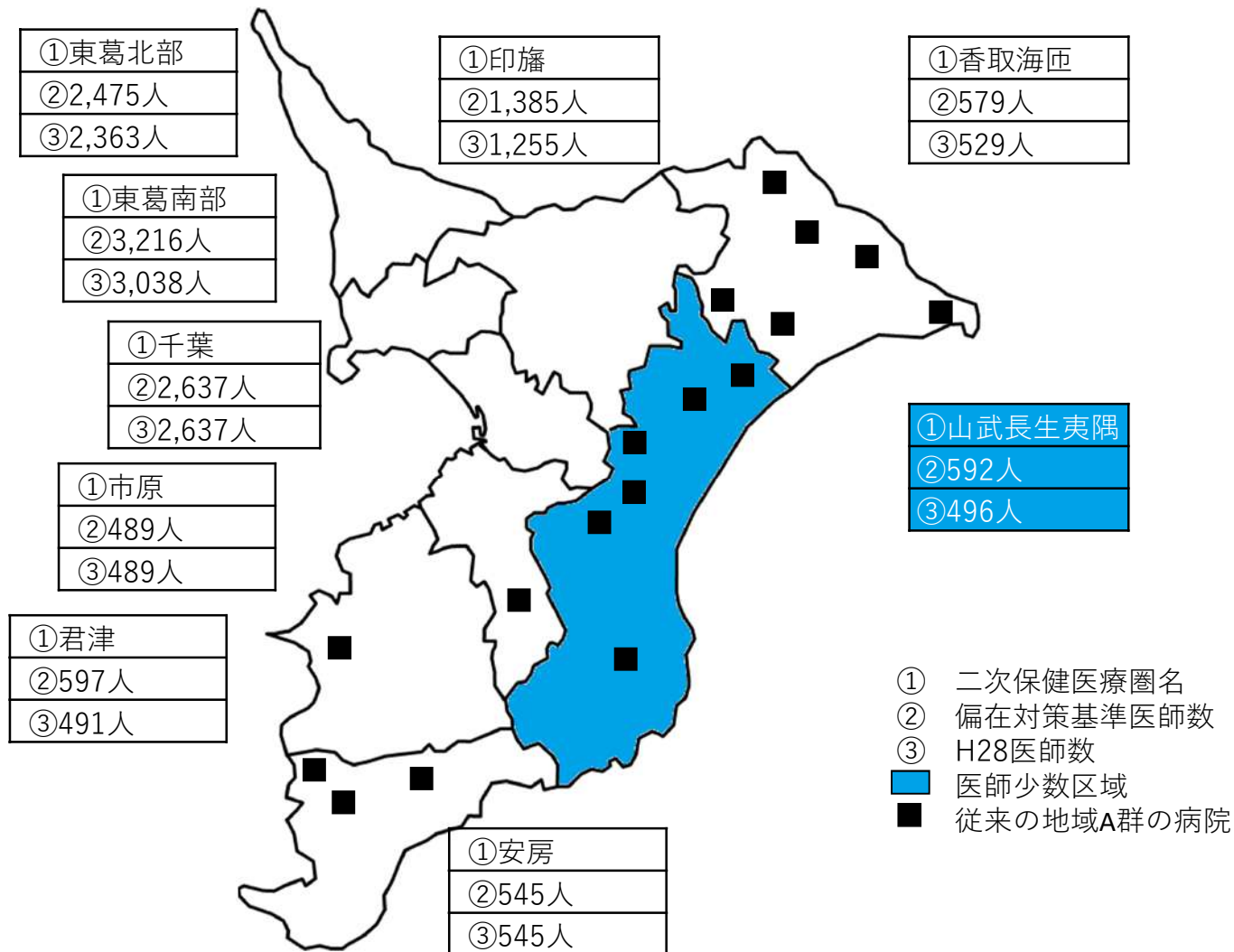
*3 現行では、医師不足地域に含まれない館山市に所在する研修施設は、対象とならない

保健医療計画の一部改定に伴うキャリア形成プログラムの改正

- 第1回の部会における協議結果を踏まえ、従来の地域A群に加え、山武長生夷隅保健医療圏の病床を有する又は専門研修の施設を新たに地域A群に位置付ける。

【改正の考え方】

保健医療計画の一部改定に伴い優先的に医師確保を行う医師少数区域が設定されることから、これまで「医師不足地域」の病院（地域A、地域B群の医療機関）と位置付けていたものを「医師の確保を特に図るべき区域等」の医療機関（山武長生夷隅＋従来の地域A、地域B群の医療機関）と整理する。



○ 医師少数区域に関する記載を加える。

○ 「医師不足地域」を「医師の確保を特に図るべき区域等」に置き換える。

令和元年度

地域A群

- 医師不足地域において優先的な配置が必要な病院

地域B群

- 医師不足地域において配置が必要な病院
- ① 医師不足地域の自治体病院
- ② 医師不足地域の地域医療支援病院
- ③ 医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設の病院（専攻医等としての勤務に限定）
- ④ 医師不足地域の専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等としての勤務に限定）

県内病院群

- ① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く）
- ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等としての勤務に限定）

【医師不足地域以外の地域】

地域全体が県内病院群に分類される地域
千葉市、**館山市**

※旧プログラムにおいても同様の改正を行う。

令和2年度（案）

地域A群

- ① **医師少数区域における病院、有床診療所及び専門研修プログラムの研修施設の無床診療所**
- ② 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

地域B群

- ① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院
- ② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院
- ③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの研修施設の病院（専攻医等としての勤務に限定）
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等としての勤務に限定）

県内病院群

- ① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く）
- ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等としての勤務に限定）

【医師の確保を特に図るべき区域等以外の区域】

区域全体が県内病院群に分類される地域
千葉市